

令和 8 年第 3 回姫路市議会
定 例 会 提 出 議 案

(議案第 1 1 5 号～議案第 1 3 7 号)

目 次

ページ

議案第 1 1 5 号	姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	1
議案第 1 1 6 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について……………	3
議案第 1 1 7 号	姫路市立学校条例の一部を改正する条例について……………	5
議案第 1 1 8 号	姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について……………	7
議案第 1 1 9 号	姫路市立保育所条例の一部を改正する条例について……………	1 1
議案第 1 2 0 号	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について……………	1 2
議案第 1 2 1 号	中播都市計画事業阿保土地地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例について……………	1 4
議案第 1 2 2 号	姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について……………	1 5
議案第 1 2 3 号	姫路市立野外活動センター条例を廃止する条例について……………	1 6
議案第 1 2 4 号	契約の締結について……………	1 7
議案第 1 2 5 号	契約の締結について……………	1 8
議案第 1 2 6 号	契約の締結について……………	1 9
議案第 1 2 7 号	契約の締結について……………	2 0
議案第 1 2 8 号	契約の締結について……………	2 1
議案第 1 2 9 号	動産の購入について……………	2 2
議案第 1 3 0 号	公園施設の取得について……………	2 3
議案第 1 3 1 号	損害賠償額の決定について……………	2 5
議案第 1 3 2 号	町の設定、町及び字の区域の変更並びに字の廃止について……………	2 6
議案第 1 3 3 号	市道路線の認定及び廃止について……………	3 5
議案第 1 3 4 号	令和 7 年度姫路市水道事業会計剰余金の処分について……………	7 5

議案第135号	令和7年度姫路市下水道事業会計剰余金の処分について……………	76
議案第136号	議決更正について……………	77
議案第137号	議決更正について……………	78

議 案 第 1 1 5 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 1 年姫路市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号。以下「特区法」という。）第 1 2 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「兵庫県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士を含む」に改め、「この条」の次に「、次条、第 6 0 条第 1 項第 1 号、第 7 9 条、第 8 6 条第 1 項第 1 号及び第 9 1 条第 2 項」を加える。

第 7 条第 1 項第 2 号中「（特区法第 1 2 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）」を削る。

第 4 7 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 4 7 条 指定児童発達支援事業者は、法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴

力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第６０条第１項第１号中「（特区法第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）」を削る。

第６３条中「第３４条」の次に「、第４７条」を加える。

第７９条第１項第１号中「（特区法第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）」を削る。

第８４条及び第８５条中「から第４６条まで、第４８条」を削る。

第８６条第１項第１号中「（特区法第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）」を削る。

第９１条第２項中「（特区法第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を削る。

第９７条及び第１０２条中「から第４６条まで、第４８条」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４７条、第６３条、第８４条、第８５条、第９７条及び第１０２条の改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

議 案 第 1 1 6 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年姫路市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の款小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に定める小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）の日常生活支援用具の給付に関する事務であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

予防接種（予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項から第 3 項までに規定するものを除く。以下同じ。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 市長の款身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

予防接種に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
------------------------	---------------------

附 則

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

議 案 第 1 1 7 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校条例の一部を改正する条例について

姫路市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立学校条例の一部を改正する条例

姫路市立学校条例（昭和 3 9 年姫路市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

「姫路市立水上幼稚園	姫路市保城 5 番地 4
別表第 2 中 姫路市立広峰幼稚園	姫路市北平野二丁目 9 番 2 0 号 を
姫路市立城乾幼稚園	姫路市南八代町 6 番 5 3 号 」
「姫路市立城乾幼稚園	姫路市南八代町 6 番 5 3 号」に、
「姫路市立高岡幼稚園	姫路市西今宿四丁目 4 番 2 0 号
姫路市立曾左幼稚園	姫路市書写台一丁目 6 2 番地 1
姫路市立青山幼稚園	姫路市青山北三丁目 4 2 番 2 号 を
姫路市立城東幼稚園	姫路市城東町野田 1 番地 2 」
「姫路市立高岡幼稚園	姫路市西今宿四丁目 4 番 2 0 号」に、
「姫路市立城陽幼稚園	姫路市北条 1 0 6 4 番地
姫路市立手柄幼稚園	姫路市延末 1 4 8 番地 2」 を
「姫路市立城陽幼稚園	姫路市北条 1 0 6 4 番地」に、
「姫路市立飾磨幼稚園	姫路市飾磨区恵美酒 2 2 番地
姫路市立津田幼稚園	姫路市飾磨区加茂 3 4 7 番地」 を
「姫路市立飾磨幼稚園	姫路市飾磨区恵美酒 2 2 番地」に、
「姫路市立大津幼稚園	姫路市大津区天満 1 6 0 6 番地
姫路市立網干幼稚園	姫路市網干区興浜 1 6 番地 を

姫路市立勝原幼稚園	姫路市勝原区丁 7 1 5 番地 1	」
「姫路市立大津幼稚園	姫路市大津区天満 1 6 0 6 番地」に、	
「姫路市立御国野幼稚園	姫路市御国野町御着 1 0 4 9 番地 3	を
姫路市立別所幼稚園	姫路市別所町別所 1 7 2 1 番地	」
「姫路市立御国野幼稚園	姫路市御国野町御着 1 0 4 9 番地 3」に改める。	

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 1 8 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例について

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例を次のように制定する。

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例

(姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年
姫路市条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 1 3 条の 2 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第 4 5 条第 7 項
において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力
等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等の
ための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童
対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴
力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童
と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で
当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定
する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部改正)

第2条 姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第12条の2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年姫路市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 12 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年姫路市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議 案 第 1 1 9 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立保育所条例の一部を改正する条例について

姫路市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立保育所条例の一部を改正する条例

姫路市立保育所条例（平成 2 7 年姫路市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表姫路市立手柄保育所の項及び姫路市立城東保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 2 0 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例

姫路市営住宅管理条例（平成 9 年姫路市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表中

「

市川住宅	姫路市市川台二丁目 1 番地 姫路市市川台二丁目 2 番地	を
------	----------------------------------	---

」

「

市川住宅	姫路市市川台二丁目 1 番地	に、
------	----------------	----

」

「

庄田住宅	姫路市庄田 8 6 番地 1 姫路市北条宮の町 6 3 4 番地	を
------	-------------------------------------	---

」

「

庄田住宅	姫路市庄田 8 6 番地 1	に改める。
------	----------------	-------

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 2 1 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

中播都市計画事業阿保土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する
条例について

中播都市計画事業阿保土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

中播都市計画事業阿保土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する
条例

(中播都市計画事業阿保土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第 1 条 中播都市計画事業阿保土地区画整理事業施行条例（昭和 4 9 年姫路市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「第 9 1 条第 4 項」を「第 9 1 条第 3 項」に改める。

(中播都市計画事業駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）施行条例の一部改正)

第 2 条 中播都市計画事業駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）施行条例（平成 1 9 年姫路市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「第 9 1 条第 4 項」を「第 9 1 条第 3 項」に改める。

(中播都市計画事業 J R 網干駅前土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第 3 条 中播都市計画事業 J R 網干駅前土地区画整理事業施行条例（平成 2 5 年姫路市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項中「第 9 1 条第 4 項」を「第 9 1 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議 案 第 1 2 2 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

姫路市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年姫路市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の姫路市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた姫路市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の姫路市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 1 8 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 7 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 0, 0 0 0 円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 1 8 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議 案 第 1 2 3 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立野外活動センター条例を廃止する条例について

姫路市立野外活動センター条例を廃止する条例を次のように制定する。

姫路市立野外活動センター条例を廃止する条例

姫路市立野外活動センター条例（昭和 5 3 年姫路市条例第 4 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 1 0 年 1 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 2 4 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

旧日出車庫解体工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	旧日出車庫解体工事
工 事 場 所	姫路市日出町二丁目 1 3 番 1
工 期	令和 9 年 1 0 月 2 0 日限り
契 約 金 額	2 3 9 , 8 0 0 , 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市飾磨区城南町三丁目 4 6 番地 坂上建設株式会社 代表取締役 坂上 功治

議 案 第 1 2 5 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市男女共同参画推進センターあいめっせホール外改修工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市男女共同参画推進センターあいめっせホール外改修工事
工 事 場 所	姫路市本町68番地290
工 期	令和9年8月31日限り
契 約 金 額	444,400,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市飾磨区英賀宮町一丁目17番地 株式会社宮本組 代表取締役 宮本 活秀

議 案 第 1 2 6 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

坊勢漁港（鷹ノ浦地区）奈 3 号防波堤耐震改良工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	坊勢漁港（鷹ノ浦地区）奈 3 号防波堤耐震改良工事
工 事 場 所	姫路市家島町坊勢地先
工 期	令和 1 0 年 1 月 3 1 日限り
契 約 金 額	4 2 6 , 8 8 9 , 2 6 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市広畑区東新町三丁目 2 1 番地 晃進建設株式会社 代表取締役 井貫 雅文

議 案 第 1 2 7 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

農村地域防災減災事業阿成井堰改修（その２）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提出する。

記

工 事 名	農村地域防災減災事業阿成井堰改修（その２）工事
工 事 場 所	姫路市飾磨区阿成植木地内外
工 期	令和９年７月３０日限り
契 約 金 額	３１２，４００，０００円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市北条９５１番地１ 美樹工業株式会社 代表取締役 岡田 尚一郎

議 案 第 1 2 8 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

都市計画道路広畑幹線ほか1路線橋梁上部工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	都市計画道路広畑幹線ほか1路線橋梁上部工事
工 事 場 所	姫路市広畑区清水町三丁目地内外
工 期	令和12年1月31日限り
契 約 金 額	3, 3 2 2, 0 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	川田建設・宮本組共同企業体 代表者 東京都北区滝野川六丁目3番1号 川田建設株式会社 代表取締役 川田 琢哉 代理人 神戸市中央区海岸通3番 川田建設株式会社神戸営業所 所長 竹之熊 邦志 構成員 姫路市飾磨区英賀宮町一丁目17番地 株式会社宮本組 代表取締役 宮本 活秀

議 案 第 1 2 9 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	はしご付消防自動車
購 入 金 額	2 4 8 , 6 0 0 , 0 0 0 円
納 入 期 限	令和 1 0 年 3 月 2 2 日
購 入 先	姫路市豊富町豊富 3 1 4 3 番地 1 株式会社藤井ポンプ製作所 代表取締役 横田 浩之

議 案 第 1 3 0 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

公園施設の取得について

飾磨中央公園再整備・管理運営事業に係る特定公園施設として、下記の公園施設を取得したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 4 条の規定により提出する。

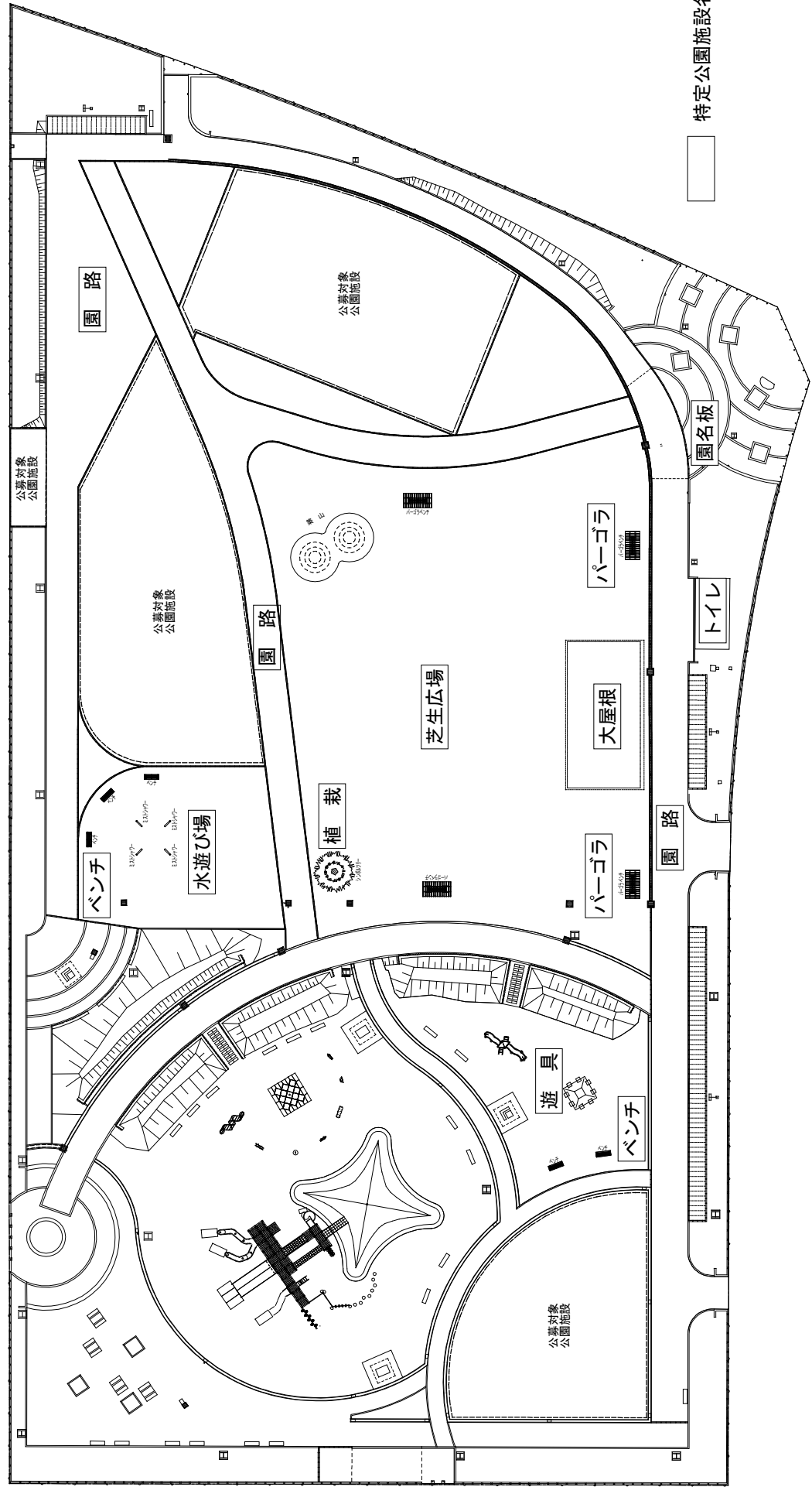
記

- 1 名 称 飾磨中央公園再整備・管理運営事業により整備される特定公園施設
- 2 所在地 姫路市飾磨区細江 2 5 7 6 番地
- 3 特定公園施設

種類	特定公園施設名	数量
園路及び広場	園路	一式
修景施設	芝生広場、植栽及びパーゴラ	一式
休養施設	ベンチ及び大屋根	一式
遊戯施設	遊具及び水遊び場	一式
便益施設	トイレ	一式
管理施設	園名板	一式

<参考>付図

平面図



特定公園施設名



議 案 第 1 3 1 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

損害賠償額の決定について

次のとおり公園事故に係る損害賠償額を決定したい。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により提出する。

事 件 区 分	公園事故
損害賠償額	3, 8 1 3, 2 4 1 円
事件の概要	令和7年12月5日12時頃、姫路市手柄一丁目187番地の浜田公園において、同公園に設置された防球ネットが風でなびき、同番地先の市道手柄113号線を走行中の相手方自転車に接触し、相手方が転倒し負傷するとともに、当該車両に損害を与えたもの

議 案 第 1 3 2 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

町の設定、町及び字の区域の変更並びに字の廃止について

下記のとおり町の設定、町及び字の区域の変更並びに字の廃止をしたい。

地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により提出する。

記

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
南畝町	石 橋	4 6 3 の 5 4 6 4 の 5	南畝町 一丁目	
	堂ノ元	5 7 8 の 2 の一部 5 7 8 の 7 5 7 8 の 1 0 5 7 8 の 1 3 5 7 8 の 1 7 5 7 9 の 3 5 8 0 の 3 5 8 0 の 7 5 8 0 の 8 5 8 0 の 2 0 から 5 8 0 の 2 6 まで 5 8 0 の 3 5 5 8 0 の 4 8 5 8 0 の 5 3		

		5 8 2 の 1 5 8 2 の 3 5 8 2 の 4 5 8 3 の 1 5 8 3 の 3 5 8 3 の 6 5 8 4 の 1 5 8 4 の 2 5 8 4 の 5 5 8 6 の 2 5 8 7 の 5		
	道 下	6 7 2 の 6 の一部		
東延末	君 田	2 2 4 の 2 の一部 2 2 7 の 1 2 3 2 の 1 の一部 2 3 2 の 2 の一部 2 3 2 の 5 の一部 2 3 3 の 1 2 3 3 の 4 の一部 2 3 6 の 6 の一部	南畝町 三丁目	
延 末	狹 間	4 3 5 の 3 の一部		
南畝町	堂ノ元	5 7 8 の 2 の一部 5 7 8 の 9 5 7 8 の 1 4 から 5 7 8 の 1 6 まで 5 7 8 の 1 8 5 7 8 の 1 9 5 8 0 の 6		

	5 8 0 の 9 5 8 0 の 2 7 5 8 0 の 2 9 5 8 0 の 3 6 から 5 8 0 の 3 8 まで 5 8 0 の 4 9 から 5 8 0 の 5 2 まで 5 9 1 の 1 5 9 1 の 4 から 5 9 1 の 7 まで 5 9 2 の 1 から 5 9 2 の 4 まで 5 9 2 の 6 から 5 9 2 の 1 2 まで 5 9 2 の 1 5 5 9 2 の 1 6 5 9 2 の 2 0 5 9 2 の 2 1
大將軍	6 5 6 の 1 6 5 6 の 2 6 5 6 の 7 6 5 6 の 8 6 6 1 の 2 6 6 2 の 2 6 6 2 の 3 6 6 2 の 7 6 6 2 の 1 0 6 6 2 の 1 1 6 6 2 の 1 3
道 下	6 6 3 の 2 から 6 6 3 の 6 まで 6 6 3 の 7 の一部 6 6 3 の 8 から 6 6 3 の 1 1 まで

6 6 4 の 1
6 6 4 の 2
6 6 4 の 5
6 6 4 の 6
6 6 5 の 2
6 6 6 の 2
6 6 6 の 4 から 6 6 6 の 6 まで
6 6 6 の 8 から 6 6 6 の 1 0 まで
6 6 7 の 1
6 6 7 の 5
6 6 9
6 7 0 の 1 から 6 7 0 の 4 まで
6 7 1 の 4
6 7 1 の 8
6 7 1 の 1 2
6 7 1 の 1 5
6 7 2 の 6 の一部
6 7 5 の 3
6 7 6 の 4
6 8 0 の 1
6 8 0 の 4
6 8 0 の 5
6 8 1 の 1
6 8 1 の 6
6 8 1 の 8
6 8 2 の 2 の一部
6 8 2 の 4 の一部
6 8 4 の 2

		6 8 4 の 4		
	宮ノ前	6 8 9 の 2 6 8 9 の 5 の一部 6 9 1 の 2 6 9 1 の 3 6 9 2 の 3 6 9 2 の 4 6 9 2 の 6 6 9 7 の 2 6 9 8 の 2 6 9 8 の 3 6 9 9 の 3 7 0 0 の 7 7 0 1 の 3 から 7 0 1 の 8 まで 7 0 4 の 6 7 0 4 の 8		
東延末	君 田	2 3 6 の 5 から 2 3 6 の 7 までの各 一部 2 4 5 の 4 の一部 2 4 6 の 2 の一部 2 6 7 の 1 の一部 2 6 7 の 3 の一部 2 6 8 の 3 の一部 2 7 0 の 1 の一部 2 7 4 の 2 の一部 2 7 5 の 2 の一部	延 末	狹 間
南畝町	道 下	6 6 3 の 7 の一部		

		6 8 2 の 2 の一部		
		6 8 2 の 4 の一部		
	宮ノ前	6 8 9 の 5 の一部		
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

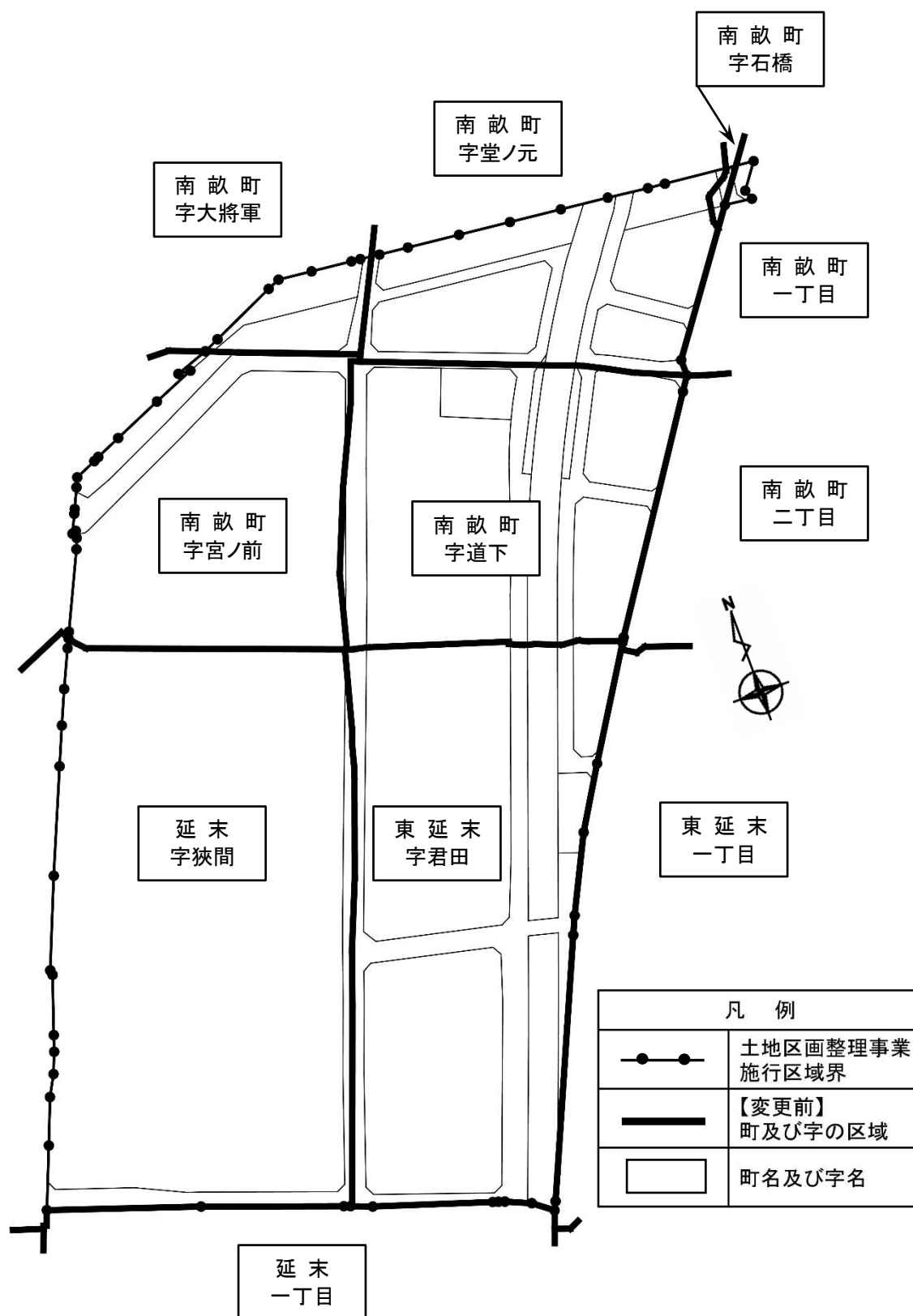
備考 地番は、令和 8 年 6 月 1 日現在の地番である。

<参考> 付図1

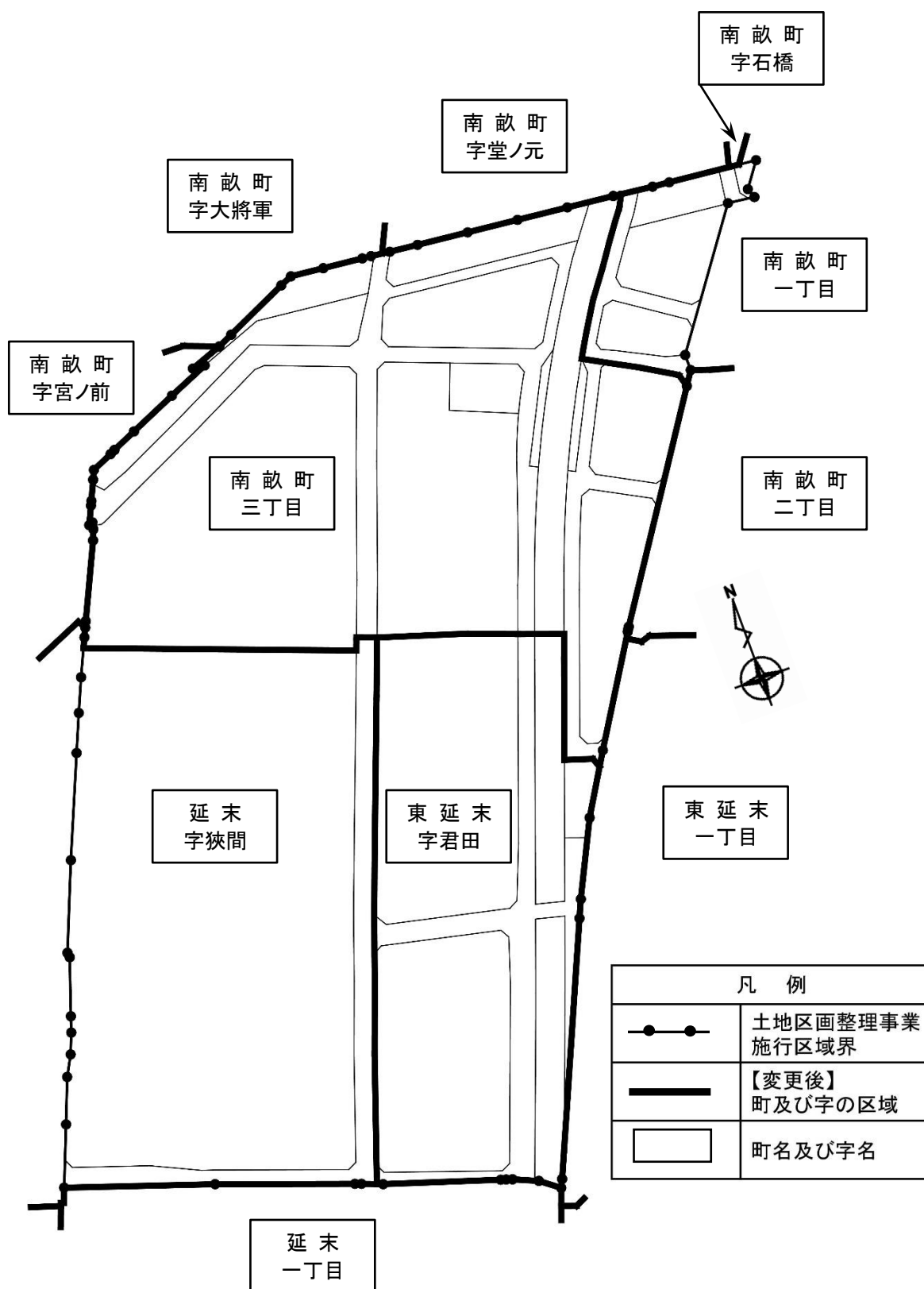
位置図



＜参考＞付図2－1 町の設定、町及び字の区域の変更並びに字の廃止図
【変 更 前】



＜参考＞付図2－2 町の設定、町及び字の区域の変更並びに字の廃止図
【変 更 後】



議 案 第 1 3 3 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

市道路線の認定及び廃止について

下記路線を市道として認定し、及び廃止したい。

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

記

1 認定する路線

路 線 名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
砥堀 7 8 号線	姫路市砥堀 6 6 6 番 3 地先	
	姫路市砥堀 6 4 7 番 6 地先	
砥堀 1 0 7 号線	姫路市砥堀 1 1 2 3 番 1 6 地先	
	姫路市砥堀 1 1 2 1 番 1 1 地先	
城北 3 5 2 号線	姫路市北平野一丁目 4 5 2 番 1 3 地先	
	姫路市北平野一丁目 4 5 2 番 1 5 地先	
城北 3 5 3 号線	姫路市北平野南の町 3 8 9 番 1 1 地先	
	姫路市北平野南の町 3 8 9 番 1 6 地先	
城北 3 5 4 号線	姫路市北平野五丁目 8 5 7 番 5 地先	
	姫路市北平野五丁目 8 5 7 番 1 3 地先	
安室 4 2 6 号線	姫路市田寺八丁目 1 3 4 番 1 2 地先	
	姫路市田寺八丁目 1 3 4 番 1 地先	

安室	4 2 7 号線	姫路市御立東四丁目 1 8 番 8 地先	
		姫路市御立東四丁目 1 6 番 9 地先	
高岡	3 1 6 号線	姫路市山吹二丁目 2 2 番 1 2 地先	
		姫路市田寺四丁目 3 3 7 番 2 地先	
高岡	3 1 7 号線	姫路市西今宿八丁目 1 0 2 1 番 1 地先	
		姫路市北今宿三丁目 8 7 4 番 8 地先	
高岡	3 1 8 号線	姫路市西今宿八丁目 8 8 7 番 1 2 地先	
		姫路市西今宿八丁目 8 8 7 番 3 地先	
高岡	3 1 9 号線	姫路市西今宿八丁目 8 7 9 番 1 1 地先	
		姫路市西今宿八丁目 8 7 9 番 3 地先	
曾左	2 5 8 号線	姫路市書写 2 6 1 8 番地先	
		姫路市書写 2 6 1 6 番 1 0 地先	
曾左	2 5 9 号線	姫路市書写 8 0 6 番 2 1 地先	
		姫路市書写 8 1 1 番 7 地先	
白鳥	4 5 2 号線	姫路市青山一丁目 6 6 2 番 1 0 地先	
		姫路市青山一丁目 6 6 2 番 1 1 地先	
城東	4 2 号線	姫路市神屋町 1 4 5 番 3 地先	
		姫路市神屋町 1 8 0 番 1 地先	
城東	2 4 9 号線	姫路市神屋町六丁目 9 8 番 2 地先	
		姫路市神屋町六丁目 9 7 番 2 地先	
城東	2 6 3 号線	姫路市神屋町六丁目 8 7 番 2 地先	
		姫路市神屋町六丁目 3 6 番 1 地先	
城東	2 6 4 号線	姫路市神屋町 1 4 3 番 2 地先	
		姫路市神屋町六丁目 3 6 番 2 地先	
城南	6 6 号線	姫路市高尾町 1 7 番地先	
		姫路市南畝町 5 8 0 番 3 4 地先	

城南	7 1 号線	姫路市高尾町 6 2 7 番 4 地先	
		姫路市南畝町 6 5 2 番 5 地先	
城南	8 5 号線	姫路市神屋町六丁目 4 8 番地先	
		姫路市神屋町六丁目 4 5 番地先	
城南	1 2 9 号線	姫路市高尾町 5 7 7 番 4 地先	
		姫路市東延末五丁目 7 3 番地先	
城南	1 6 6 号線	姫路市南畝町 5 7 8 番 4 地先	
		姫路市南畝町 5 8 6 番 2 地先	
城南	1 6 7 号線	姫路市南畝町 5 8 0 番 2 4 地先	
		姫路市南畝町 6 7 0 番 1 地先	
城南	1 6 8 号線	姫路市南畝町 6 7 2 番 6 地先	
		姫路市東延末 2 2 4 番 2 地先	
城南	1 6 9 号線	姫路市久保町 1 5 番地先	
		姫路市高尾町 6 0 3 番 3 地先	
城南	1 7 0 号線	姫路市久保町 1 7 0 番地先	
		姫路市南畝町一丁目 1 0 4 番地先	
城南	1 7 1 号線	姫路市朝日町 3 9 番地先	
		姫路市神屋町三丁目 2 3 0 番 1 地先	
城南	1 7 2 号線	姫路市神屋町六丁目 1 0 番地先	
		姫路市神屋町六丁目 5 9 番地先	
城南	1 7 3 号線	姫路市神屋町六丁目 1 0 2 番地先	
		姫路市神屋町六丁目 9 2 番地先	
城南	1 7 4 号線	姫路市神屋町六丁目 2 0 4 番 1 地先	
		姫路市神屋町六丁目 9 6 番地先	
城陽	3 3 1 号線	姫路市南駅前町 1 2 8 番 4 地先	
		姫路市南駅前町 1 2 8 番 2 地先	

城陽	3 3 2 号線	姫路市南駅前町 1 2 9 番地先	
		姫路市南駅前町 1 2 8 番 2 地先	
手柄	2 4 2 号線	姫路市手柄 7 3 番 1 地先	
		姫路市手柄 7 2 番地先	
荒川	5 5 号線	姫路市苫編 2 8 7 番 1 地先	
		姫路市苫編 5 0 4 番 1 地先	
荒川	5 6 号線	姫路市苫編 2 8 6 番地先	
		姫路市苫編 2 6 0 番地先	
荒川	1 1 7 号線	姫路市苫編 4 3 9 番 1 地先	
		姫路市苫編 4 4 1 番地先	
荒川	1 7 7 号線	姫路市苫編 3 7 7 番 7 地先	
		姫路市苫編 3 7 7 番 1 2 地先	
荒川	3 8 4 号線	姫路市西庄甲 6 1 5 番 7 地先	
		姫路市西庄甲 6 1 8 番 3 地先	
荒川	3 8 5 号線	姫路市西庄甲 6 1 8 番 1 1 地先	
		姫路市西庄甲 6 1 8 番 1 4 地先	
糸引	9 0 号線	姫路市東山 3 2 4 番 1 4 地先	
		姫路市東山 1 番 3 地先	
糸引	1 8 6 号線	姫路市北原 1 8 3 番 1 7 地先	
		姫路市北原 1 8 4 番 1 0 地先	
糸引	2 0 6 号線	姫路市東山 1 9 番 1 地先	
		姫路市東山 1 9 番 8 地先	
飾磨	3 2 6 号線	姫路市飾磨区構一丁目 1 3 4 番地先	
		姫路市飾磨区構一丁目 2 0 9 番 1 地先	
飾磨	5 7 8 号線	姫路市飾磨区加茂東 7 3 5 番 1 3 地先	
		姫路市飾磨区加茂東 7 3 5 番 1 0 地先	

英賀 250号線	姫路市飾磨区付城69番7地先	
	姫路市苫編372番1地先	
八幡 40号線	姫路市広畑区才304番4地先	
	姫路市広畑区才1031番1地先	
八幡 410号線	姫路市広畑区才192番1地先	
	姫路市広畑区才204番4地先	
網干 375号線	姫路市網干区興浜1218番5地先	
	姫路市網干区興浜1217番1地先	
勝原 317号線	姫路市勝原区熊見350番5地先	
	姫路市勝原区熊見351番15地先	
勝原 369号線	姫路市勝原区山戸623番1地先	
	姫路市網干区和久441番1地先	
勝原 385号線	姫路市勝原区山戸13番13地先	
	姫路市勝原区山戸281番6地先	
勝原 386号線	姫路市勝原区大谷39番14地先	
	姫路市勝原区大谷39番5地先	
勝原 387号線	姫路市勝原区宮田564番8地先	
	姫路市勝原区宮田564番20地先	
旭陽 254号線	姫路市網干区高田365番4地先	
	姫路市網干区和久500番4地先	
船津 95号線	姫路市船津町4870番1地先	
	姫路市船津町4871番1地先	
花田 196号線	姫路市花田町小川331番5地先	
	姫路市飾東町佐良和176番5地先	
御国野 144号線	姫路市御国野町国分寺745番5地先	
	姫路市御国野町国分寺745番11地先	

四郷 140号線	姫路市四郷町本郷383番5地先	
	姫路市四郷町見野808番3地先	

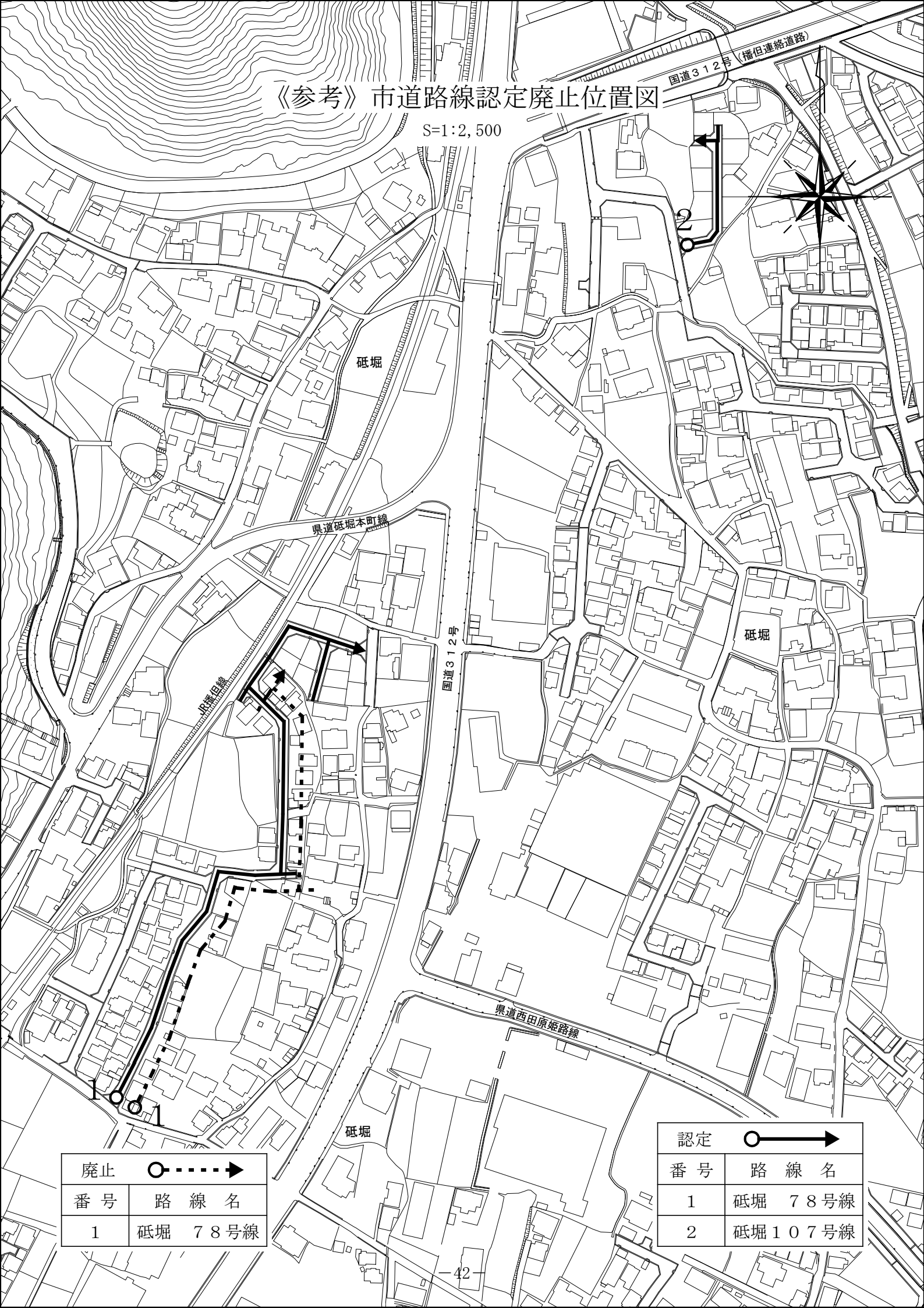
2 廃止する路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
砥堀 78号線	姫路市砥堀666番3地先	
	姫路市砥堀656番15地先	
城東 42号線	姫路市神屋町145番3地先	
	姫路市神屋町六丁目36番1地先	
城東 249号線	姫路市神屋町六丁目37番地先	
	姫路市神屋町六丁目44番地先	
城南 66号線	姫路市高尾町17番地先	
	姫路市高尾町10番地先	
城南 71号線	姫路市高尾町72番地先	
	姫路市南畝町1番地先	
城南 85号線	姫路市朝日町28番地先	
	姫路市神屋町六丁目45番地先	
城南 129号線	姫路市南畝町一丁目70番地先	
	姫路市東延末五丁目73番地先	
荒川 55号線	姫路市苫編43番3地先	
	姫路市苫編377番3地先	
荒川 56号線	姫路市苫編336番2地先	
	姫路市苫編264番地先	
荒川 117号線	姫路市苫編504番1地先	
	姫路市苫編441番地先	

荒川 168号線	姫路市苜編376番7地先	
	姫路市苜編376番8地先	
荒川 177号線	姫路市苜編377番9地先	
	姫路市苜編377番12地先	
糸引 90号線	姫路市東山324番14地先	
	姫路市東山354番3地先	
糸引 186号線	姫路市北原183番17地先	
	姫路市北原183番21地先	
飾磨 326号線	姫路市飾磨区構三丁目1番1地先	
	姫路市飾磨区構一丁目61番地先	
英賀 247号線	姫路市飾磨区富士見ヶ丘町17番3地先	
	姫路市苜編375番4地先	
英賀 250号線	姫路市飾磨区山崎1番1地先	
	姫路市苜編372番1地先	
八幡 40号線	姫路市広畑区才207番3地先	
	姫路市広畑区才1031番1地先	
勝原 317号線	姫路市勝原区熊見350番5地先	
	姫路市勝原区熊見350番9地先	
勝原 369号線	姫路市勝原区山戸623番1地先	
	姫路市網干区和久496番14地先	
旭陽 254号線	姫路市網干区高田365番4地先	
	姫路市網干区和久509番1地先	
花田 196号線	姫路市花田町小川331番5地先	
	姫路市花田町小川331番7地先	

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



廃止 番号	路線名
1	砥堀 78号線

認定 番号	路線名
1	砥堀 78号線
2	砥堀 107号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



北平野五丁目

北平野三丁目

北平野四丁目

北平野一丁目

北平野二丁目

市立広峰幼稚園

市立広嶺中学校

峰南町

北平野南の町

市立広峰小学校

43

認定		路線名
番号		
1		城北352号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

峰南町

市立広峰小学校

県道姫路環状線

北平野南の町

城北新町二丁目

城北新町三丁目

城北新町一丁目

城北本町

認定

番号

1

路線名

城北353号線



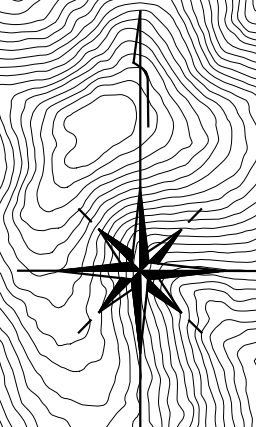
路線名

1

城北353号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



上大野七丁目

上大野六丁目

北平野奥垣内

北平野五丁目

上大野一丁目

北平野三丁目

北平野二丁目



認定 番号	路線名
1	城北354号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

御立中三丁目

御立中一丁目

御立東二丁目

田寺八丁目

市立安室小学校

田寺六丁目

田寺七丁目

認定



番号

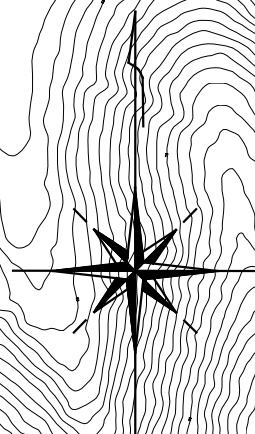
路線名

1

安室426号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



御立東三丁目

御立東四丁目

県道姫路環状線

御立東二丁目

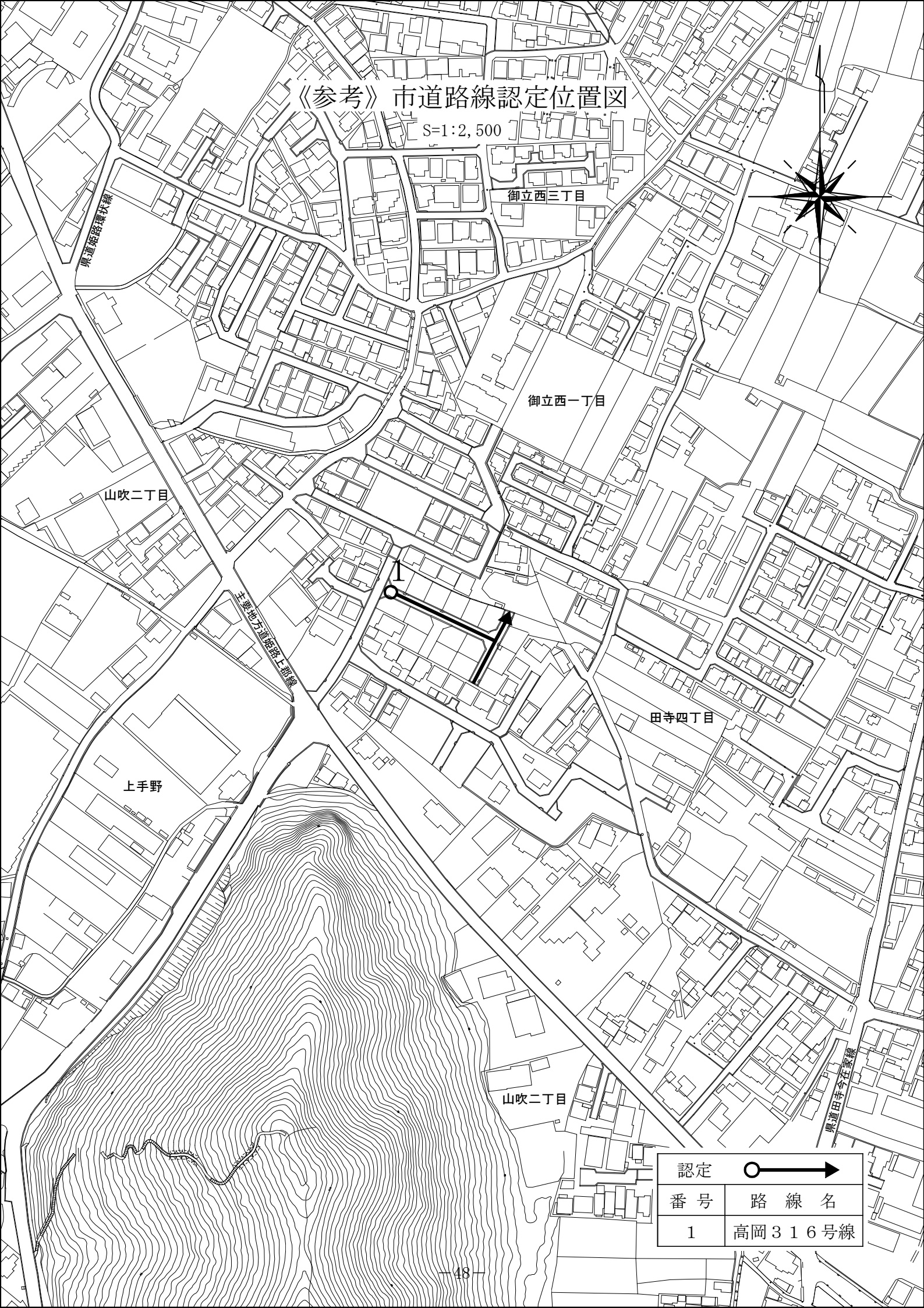
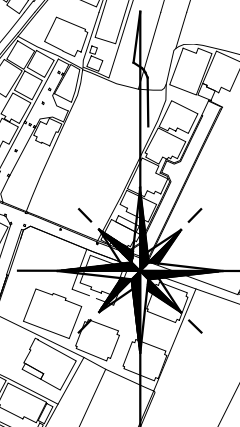
御立東一丁目



認定 番号	路線名
1	安室427号線

《参考》市道路線認定位置図

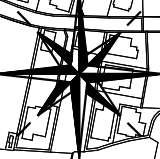
S=1:2,500



認定 番号	路線名
1	高岡316号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



山吹一丁目

市立高丘中学校

辻井二丁目

1

2

3

西今宿八丁目

北今宿三丁目

西今宿四丁目

市立高岡小学校

認定



番号

路線名

1

高岡317号線

2

高岡318号線

3

高岡319号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



書写台二丁目

書写

1

書写

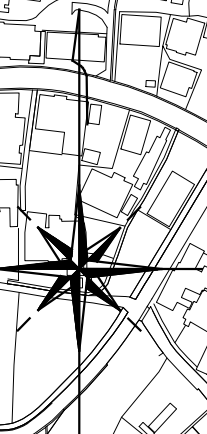
認定	
番号	路線名
1	曾左258号線

《参考》市道路線認定位置図

東洋大学附属姫路中学校・高等学校

S=1:2,500

県道石倉玉田線



書写

書写

書写

認定	
番号	路線名
1	曾左259号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



青山六丁目

青山北三丁目

県道姫路新宮線

西夢前台2丁目

青山一丁目

青山二丁目

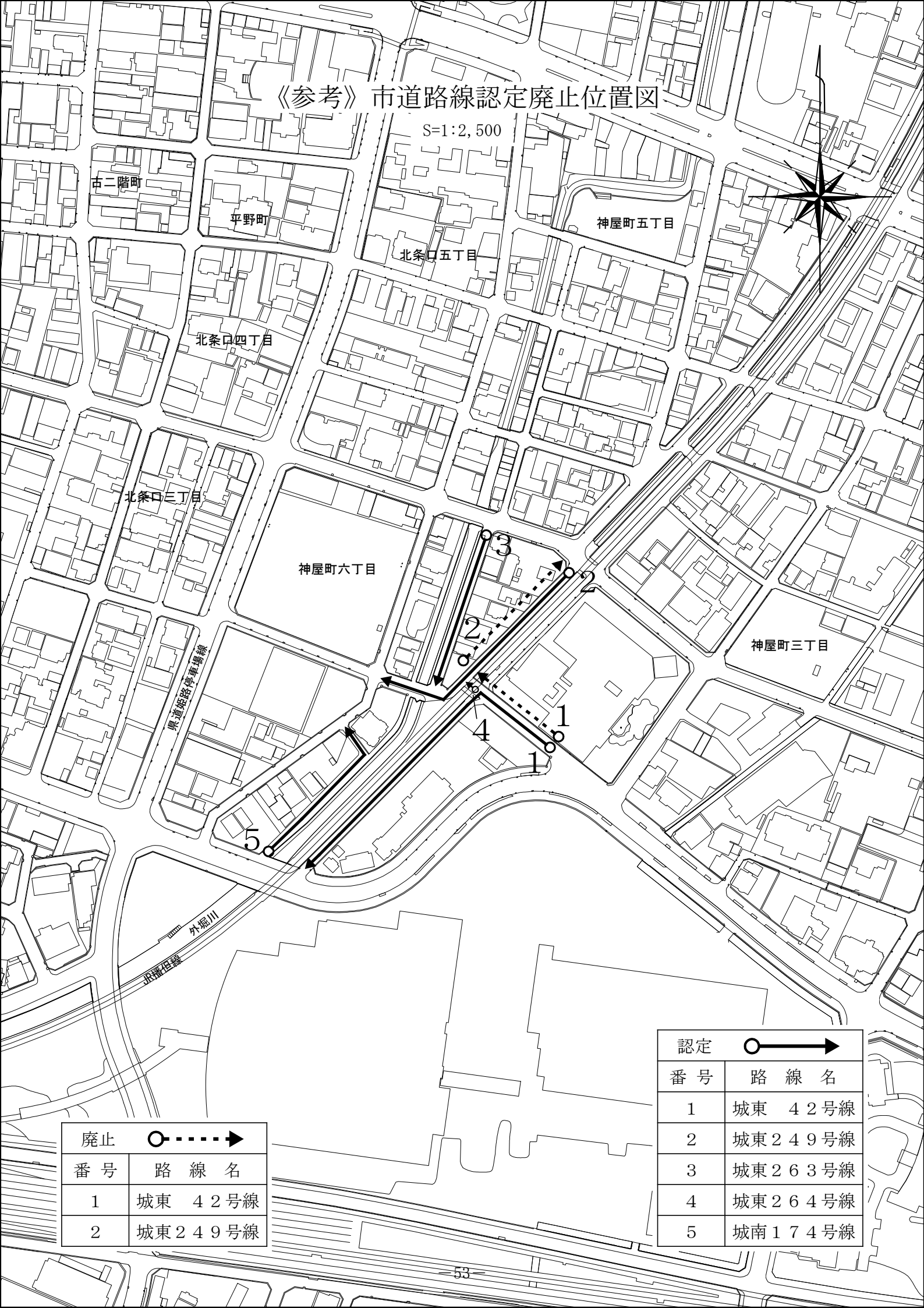
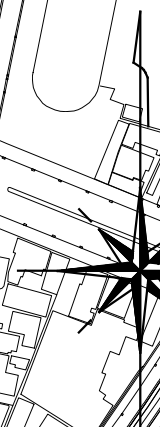
夢前川

国道2号

認定 番号	路線名
1	白鳥452号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

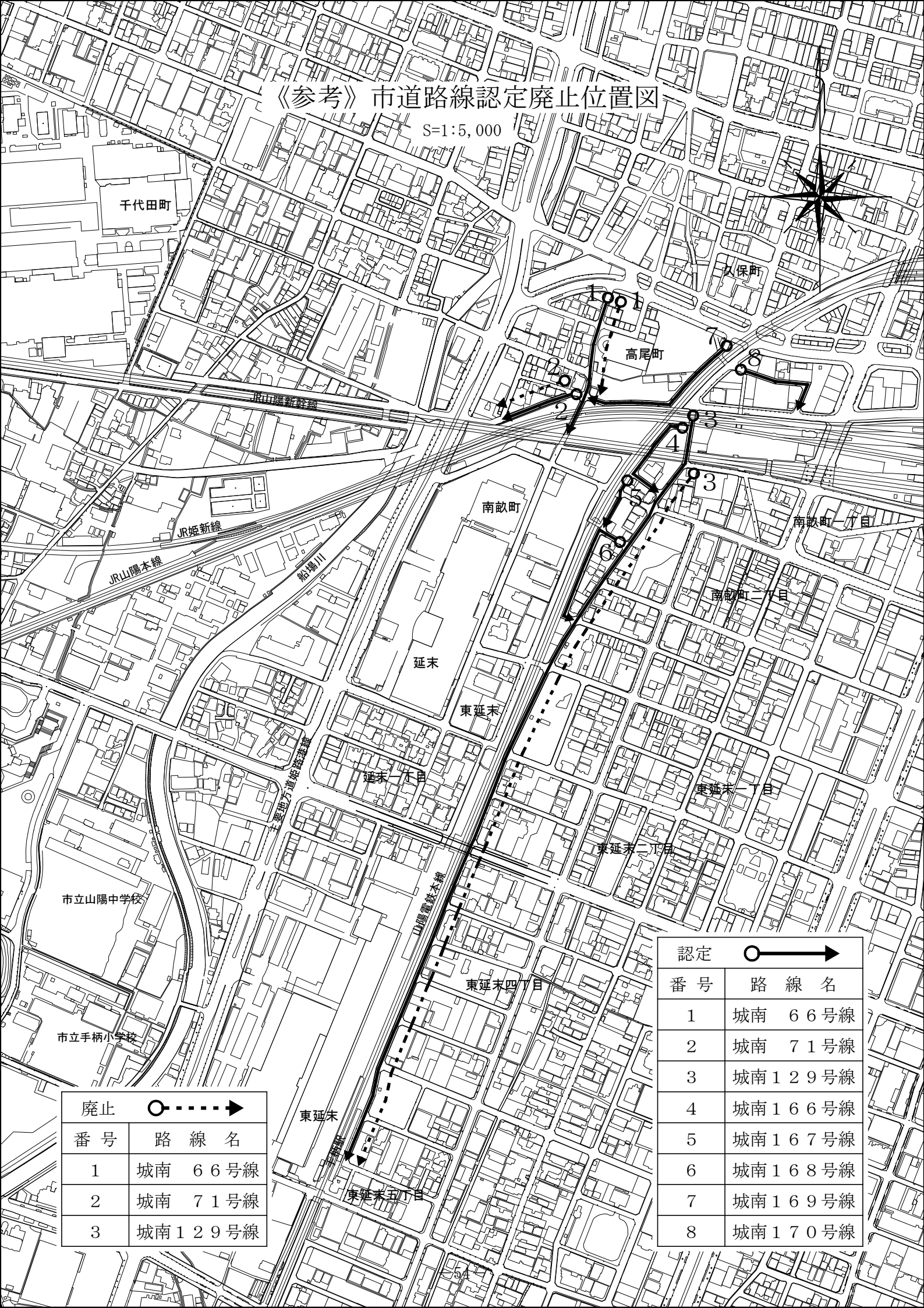


廃止 	
番号	路線名
1	城東 42号線
2	城東 249号線

認定 	
番号	路線名
1	城東 42号線
2	城東 249号線
3	城東 263号線
4	城東 264号線
5	城南 174号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:5,000

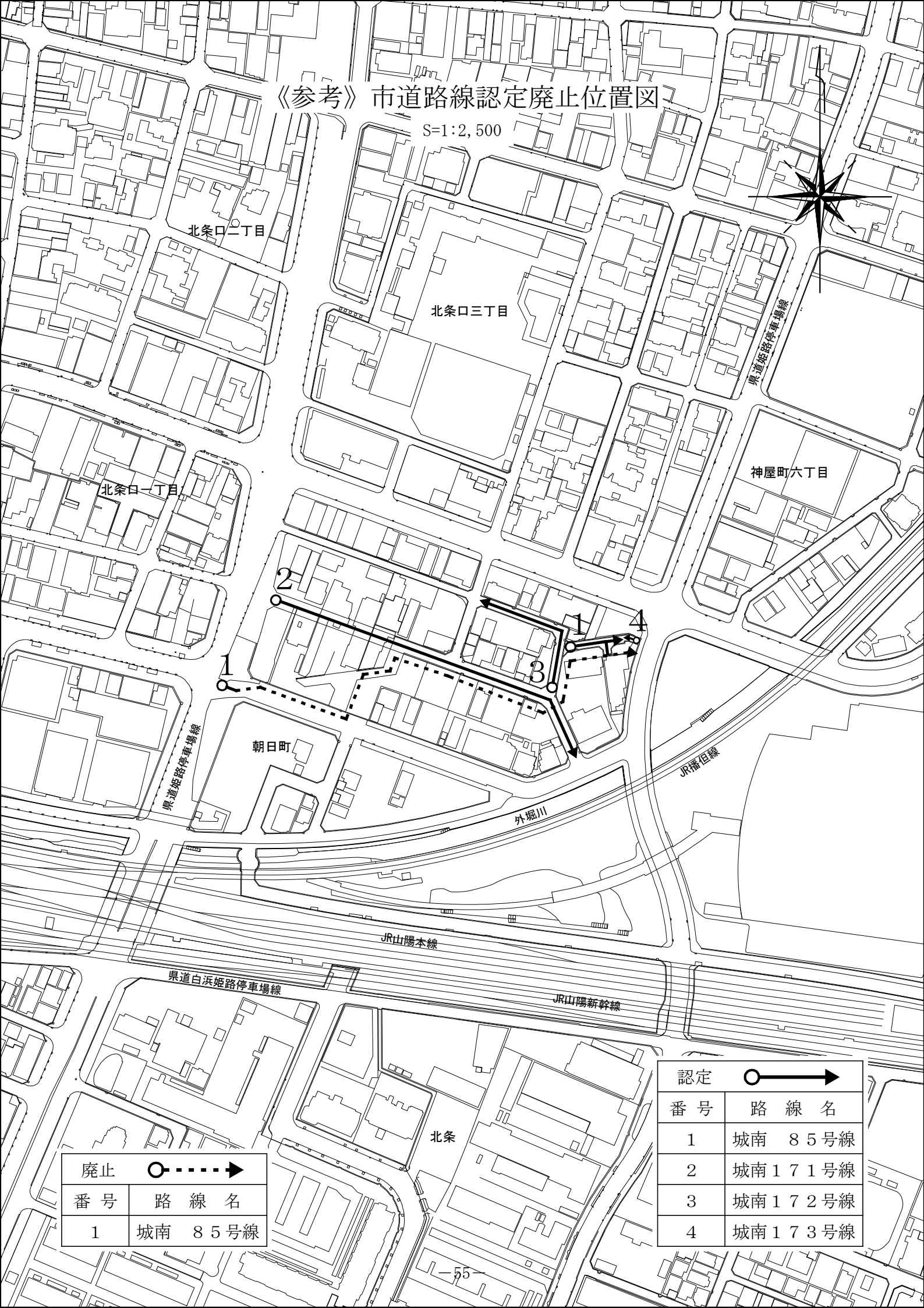


廃止	番号	路線名
○- - - ->	1	城南 66号線
	2	城南 71号線
	3	城南 129号線

認定	番号	路線名
○->	1	城南 66号線
	2	城南 71号線
	3	城南 129号線
	4	城南 166号線
	5	城南 167号線
	6	城南 168号線
	7	城南 169号線
	8	城南 170号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

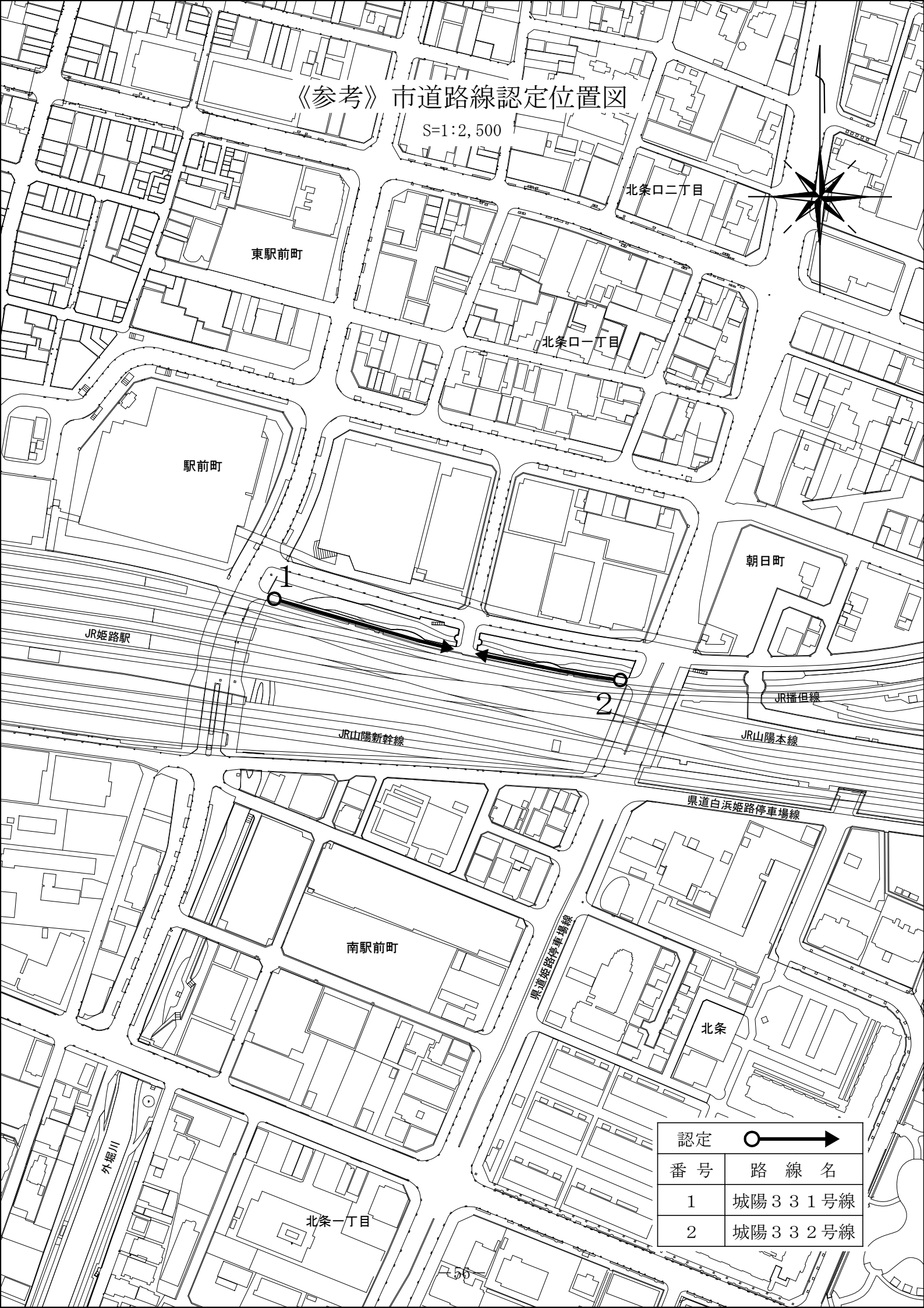
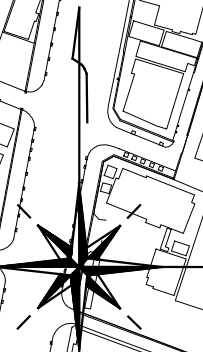


廃止	
番号	路線名
1	城南 85号線

認定	
番号	路線名
1	城南 85号線
2	城南 171号線
3	城南 172号線
4	城南 173号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



東駅前町

北条口二丁目

北条口一丁目

駅前町

朝日町

JR姫路駅

JR播但線

JR山陽新幹線

JR山陽本線

県道白浜姫路停車場線

南駅前町

東道姫路停車場線

北条

外堀川

北条一丁目

認定



番号

路線名

1

城陽331号線

2

城陽332号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



飯田

西延末

手柄

市立手柄保育所

船場川

国道2号(姫路バイパス)

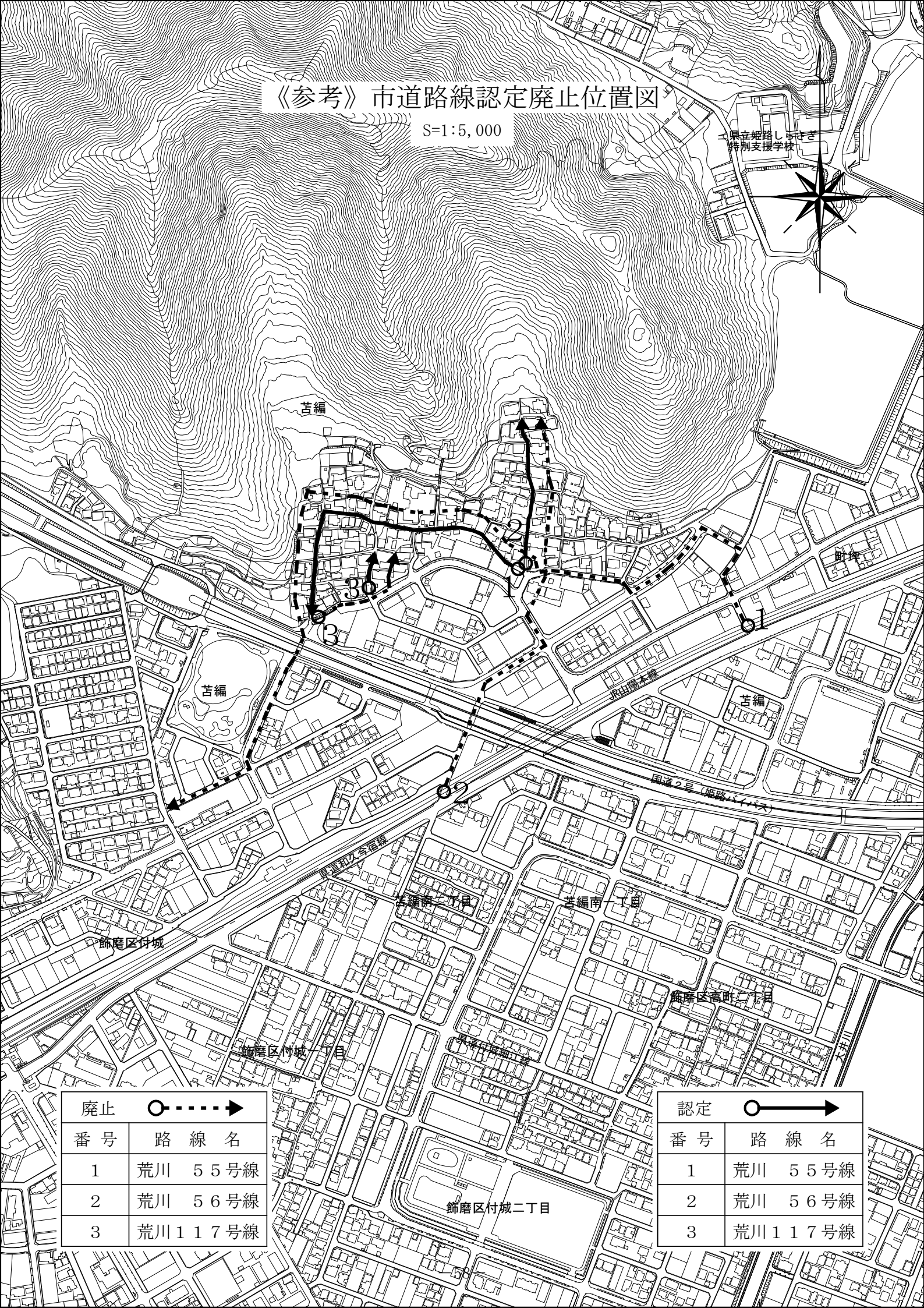
飯田二丁目

認定 番号	路線名
1	手柄242号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:5,000

県立姫路しらかさ
特別支援学校

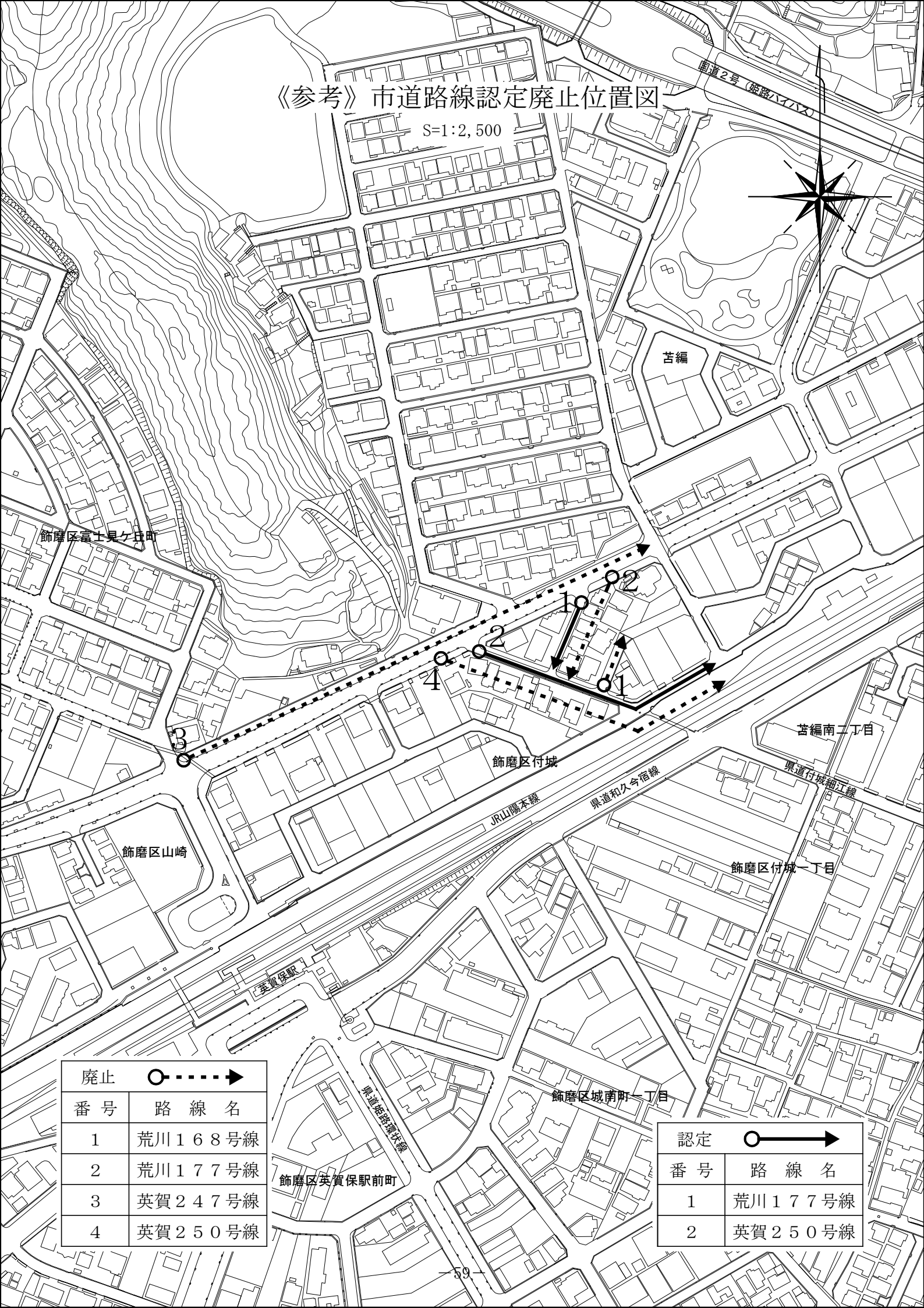


廃止 	
番号	路線名
1	荒川 55号線
2	荒川 56号線
3	荒川 117号線

認定 	
番号	路線名
1	荒川 55号線
2	荒川 56号線
3	荒川 117号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



廃止 番 号	路 線 名
1	荒川168号線
2	荒川177号線
3	英賀247号線
4	英賀250号線

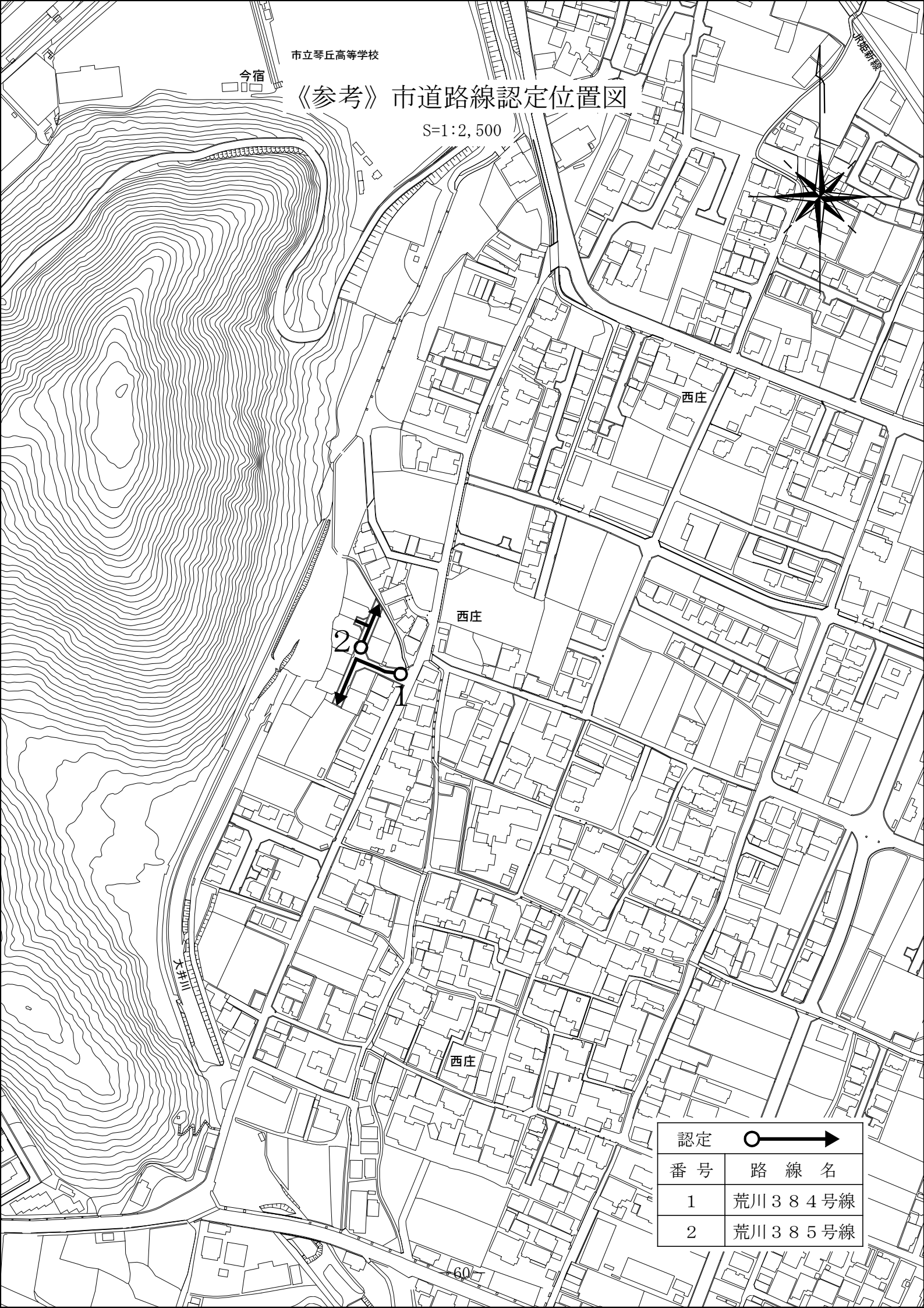
認定 番 号	路 線 名
1	荒川177号線
2	英賀250号線

市立琴丘高等学校

今宿

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



認定



番号

路線名

1

荒川384号線

2

荒川385号線

市立糸引小学校

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

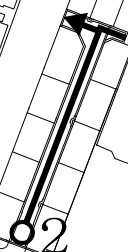


継

東山

東道国分寺白浜線

東道北原八家線



東山



東山

八家川

廃止	
番号	路線名
1	糸引 90号線

認定	
番号	路線名
1	糸引 90号線
2	糸引 206号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

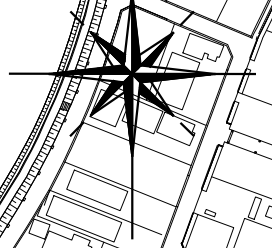


廃止	
番号	路線名
1	糸引186号線

認定	
番号	路線名
1	糸引186号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



飾磨区構一丁目

飾磨区細江

飾磨区夢野町

船場川

出陽電鉄地下線

飾磨区加茂東

飾磨区細江

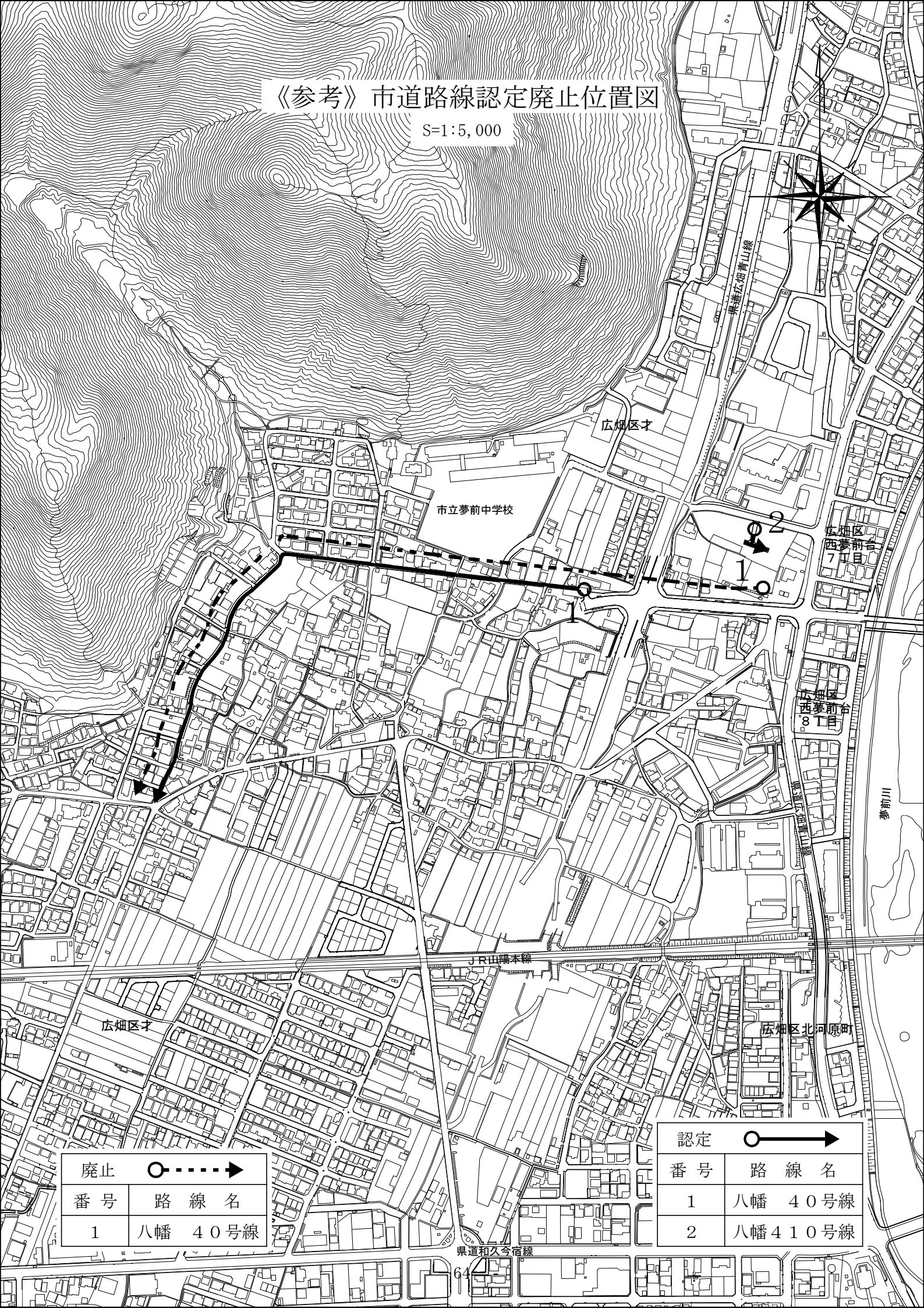
県立飾磨工業高等学校

廃止	
番号	路線名
1	飾磨326号線

認定	
番号	路線名
1	飾磨326号線
2	飾磨578号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:5,000



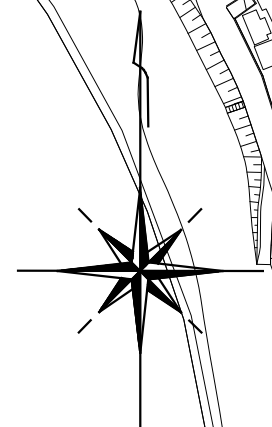
廃止	
番号	路線名
1	八幡 40号線

認定	
番号	路線名
1	八幡 40号線
2	八幡 410号線

県道和久今宿線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



国道250号

網干区興浜

榎保川

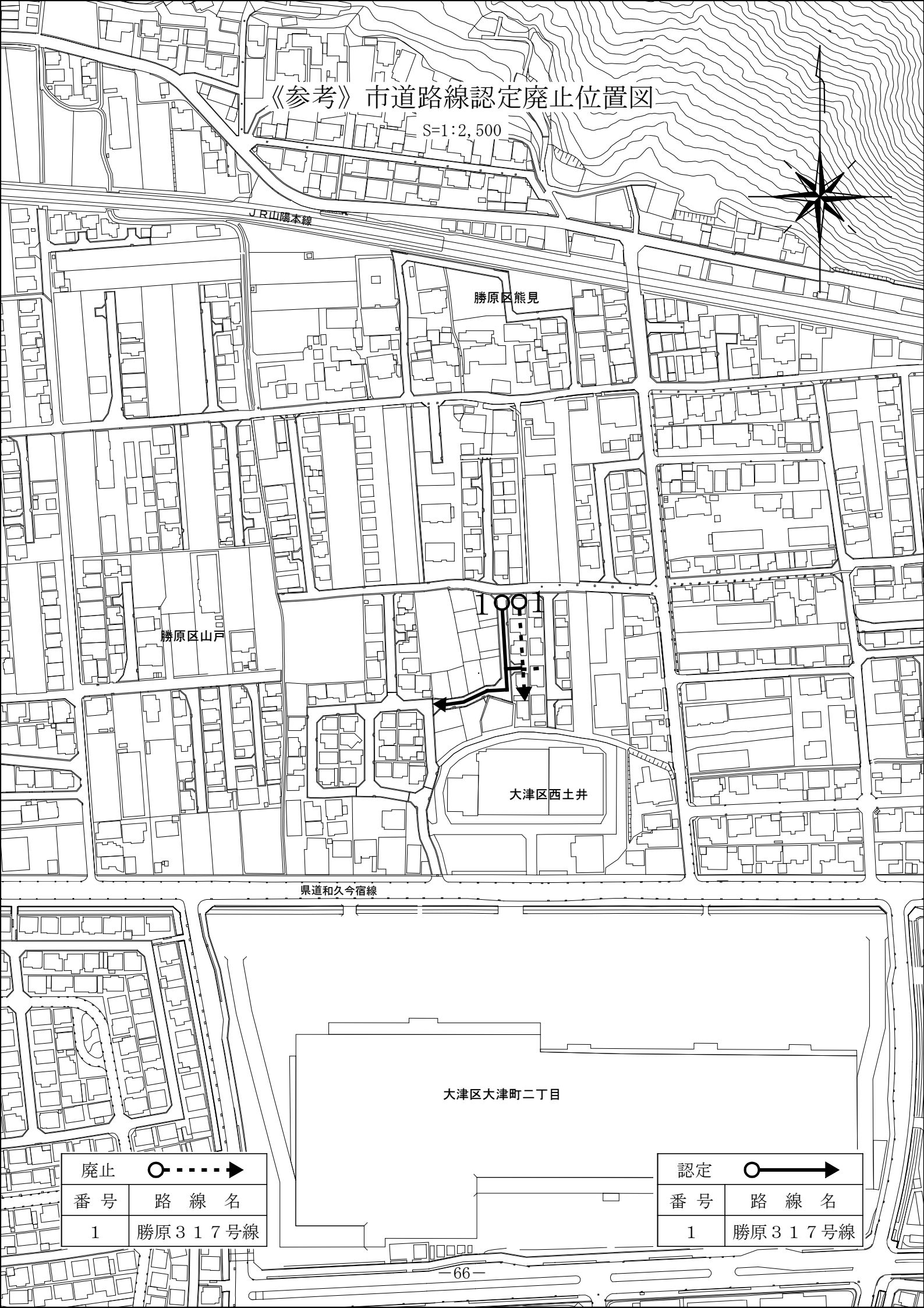
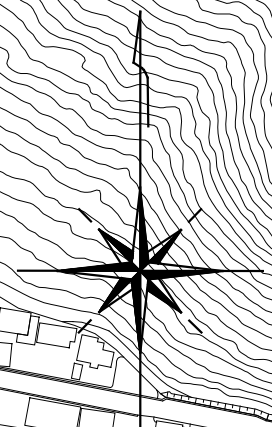
網干区浜田

網干区興浜

認定	
番号	路線名
1	網干375号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

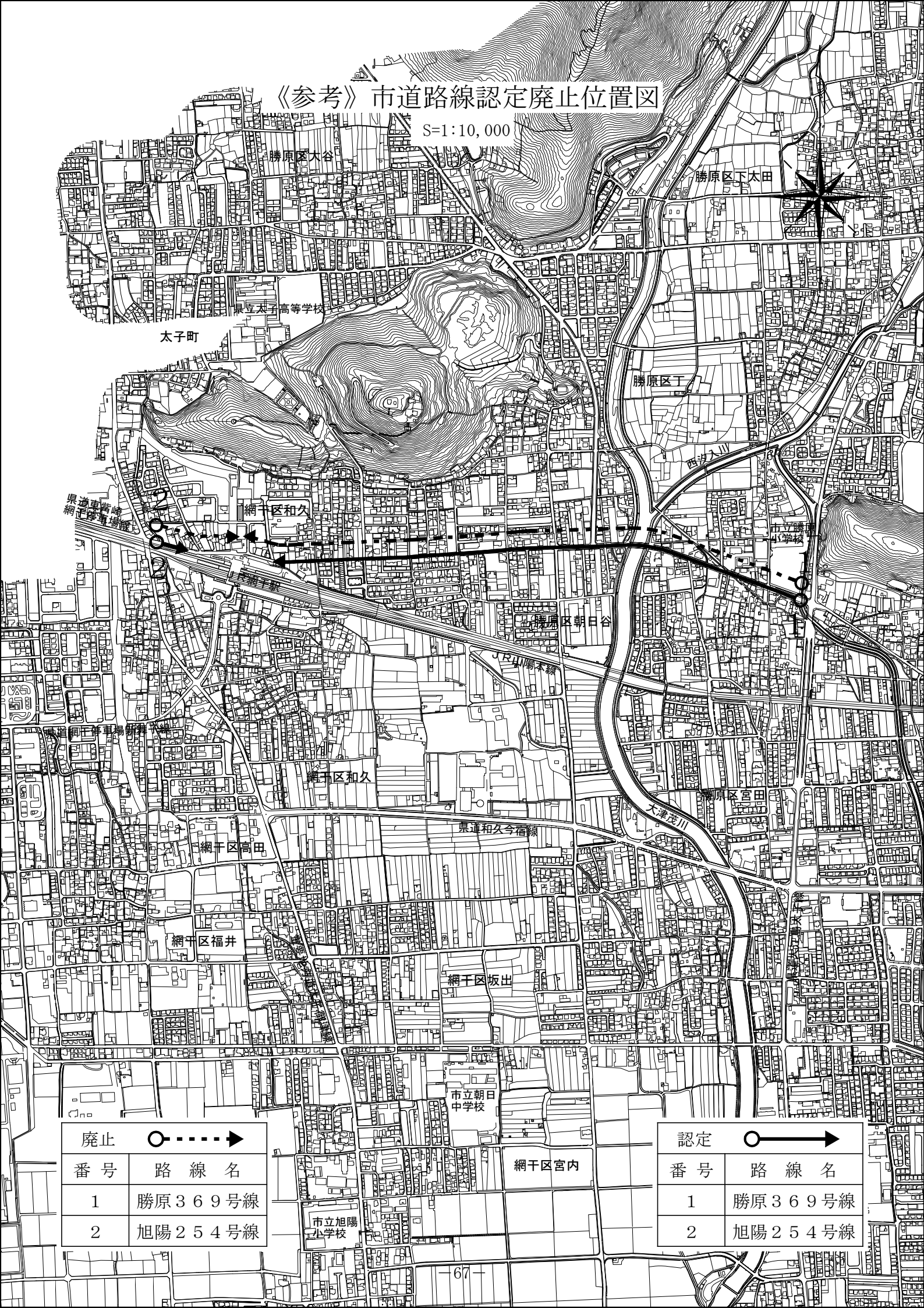


廃止 番号	路線名
1	勝原317号線

認定 番号	路線名
1	勝原317号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:10,000



廃止 ○-----➡

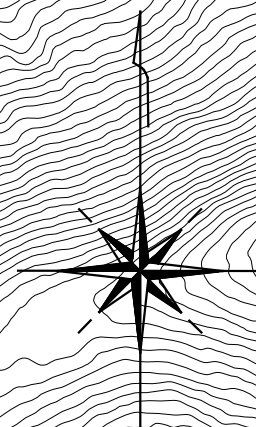
番号	路線名
1	勝原369号線
2	旭陽254号線

認定 ○————➡

番号	路線名
1	勝原369号線
2	旭陽254号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



認定	○ →
番号	路線名
1	勝原385号線

《参考》市道路線認定位置図

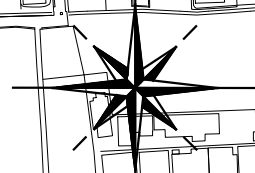
S=1:2,500



認定	
番号	路線名
1	勝原386号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



勝原区宮田

県道久今宿線

大津流川

勝原区宮田

網干区宮内

認定	
番号	路線名
1	勝原387号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



市立神南中学校

船津町

船津町

船津町

国道312号 (播磨連絡道路)

10

認定	
番号	路線名
1	船津 95号線

市立花田中学校

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



花田町小川

飾東町佐良和

1661

花田町小川

廃止	
番号	路線名
1	花田196号線

認定	
番号	路線名
1	花田196号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



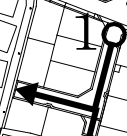
花田町加納原田

御国野町深志野

県道花田御着停車場線

御国野町国分寺

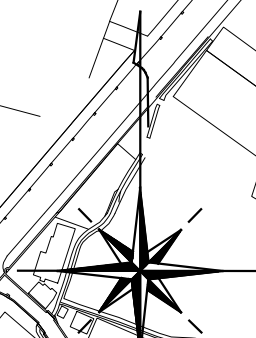
御国野町国分寺



認定 番号	路線名
1	御国野144号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



四郷町本郷

国道312号

1

四郷町見野

八家川

四郷町見野

認定	
番号	路線名
1	四郷140号線

議 案 第 1 3 4 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和 7 年度姫路市水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 7 年度姫路市水道事業会計未処分利益剰余金 2, 6 6 6, 3 7 1, 5 0 9 円のうち、1, 7 4 2, 6 9 9, 1 6 0 円を建設改良積立金に積み立て、9 2 3, 6 7 2, 3 4 9 円を資本金に組み入れる。

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提出する。

記

令和 7 年度姫路市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	45, 348, 268, 823	174, 555, 221	2, 666, 371, 509
議会の議決による処分額	923, 672, 349		△2, 666, 371, 509
減債積立金の積立			
建設改良積立金の積立			△1, 742, 699, 160
資本金への組入	923, 672, 349		△923, 672, 349
利益剰余金への組入			
処分後残高	46, 271, 941, 172	174, 555, 221	(繰越利益剰余金) 0

議 案 第 1 3 5 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和 7 年度姫路市下水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 7 年度姫路市下水道事業会計未処分利益剰余金 7 3 0, 8 5 0, 6 9 0 円のうち、2 3 1, 9 1 0, 2 7 5 円を減債積立金に積み立て、4 7 8, 9 4 0, 4 1 5 円を建設改良積立金に積み立て、2 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れる。

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提出する。

記

令和 7 年度姫路市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	84, 142, 480, 900	8, 622, 636, 775	730, 850, 690
議会の議決による処分額	20, 000, 000		△730, 850, 690
減債積立金の積立			△231, 910, 275
建設改良積立金の積立			△478, 940, 415
資本金への組入	20, 000, 000		△20, 000, 000
処分後残高	84, 162, 480, 900	8, 622, 636, 775	(繰越利益剰余金) 0

議 案 第 1 3 6 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和3年12月21日議案第120号にて議決を得て、令和5年12月19日議案第207号、令和6年12月23日議案第172号及び令和7年12月19日議案第163号にて契約金額の変更の議決を得た手柄山スポーツ施設整備運営事業契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「44,808,415,067円」を「46,892,920,786円」に更正する。

議 案 第 1 3 7 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和 7 年 1 0 月 3 日議案第 1 2 5 号にて議決を得た姫路市営市川住宅 1 1 ・ 1 2 号棟解体及び集会所新築（建築）工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「1 7 3, 8 0 0, 0 0 0 円」を「1 8 0, 8 1 8, 1 3 8 円」に更正する。